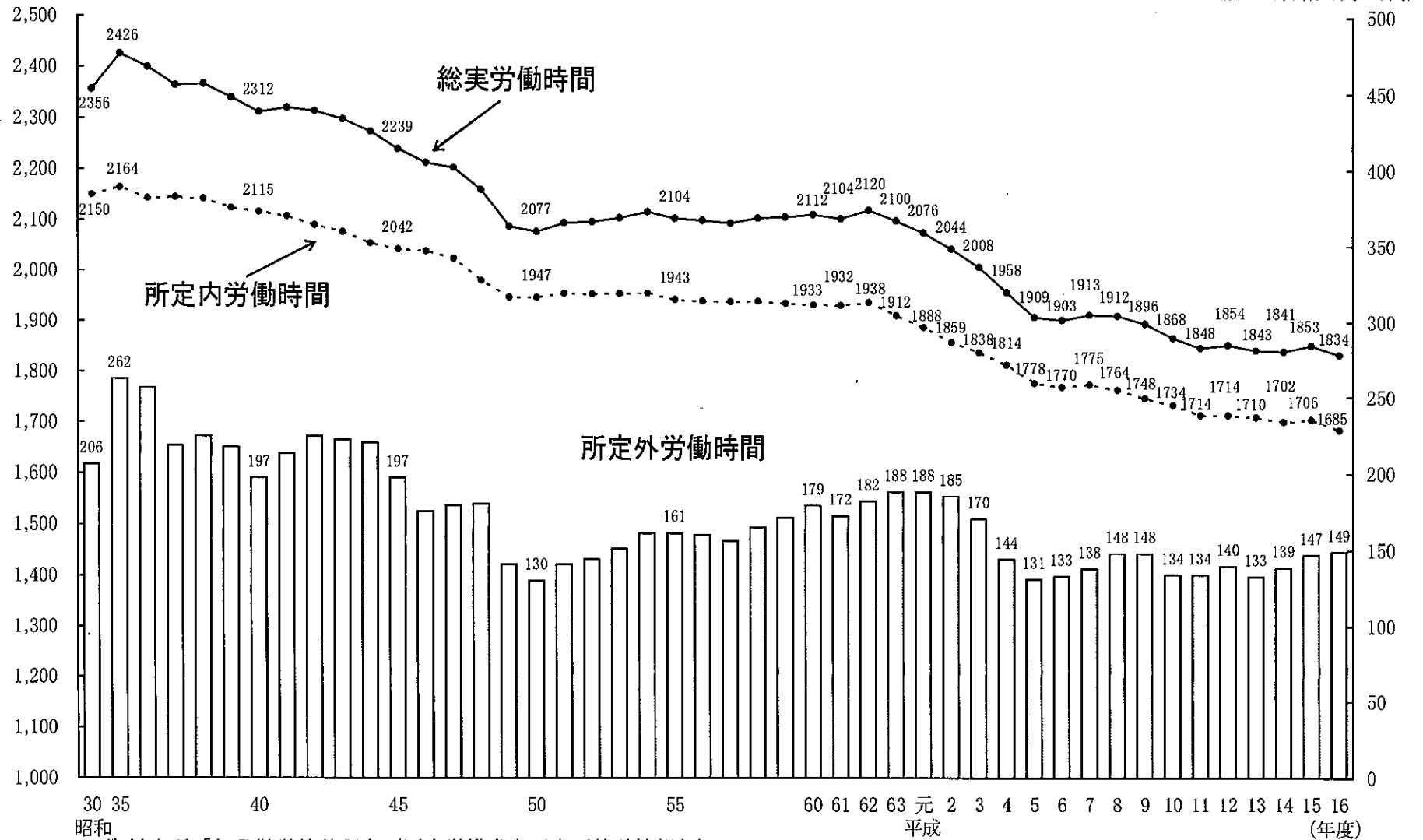


○ 労働者1人平均年間総実労働時間の推移

(総実労働時間:時間)
(所定内労働時間:時間)



資料出所:「毎月勤労統計調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)

- (注) 1 事業所規模30人以上。
- 2 数値は、年度平均月間値を12倍し、小数点以下第1位を四捨五入したものである。
- 3 所定外労働時間は、総実労働時間から所定内労働時間を引いて求めた。
- 4 昭和58年以前の数値は、各月次の数値を合算して求めた。

時短促進法から労働時間等設定改善法への改正

○ 「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進を図る法律から、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善するための法律に改正。

現行

改正法

(H18. 4. 1施行)

○ 法律名
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法

平成4年制定。
平成9年、平成13年に改正を行い、廃止期限を延長。

○ 労働時間短縮推進計画(閣議決定)
全労働者一律の目標を設定
(年間総実労働時間1800時間)

○ 労働時間短縮推進委員会

○ 労働時間短縮実施計画
2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。

○ 指定法人労働時間短縮支援センター

○ 廃止期限: 平成18年3月31日

○ 法律名
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

労働時間等の設定
労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の労働時間等に関する事項を定めること

○ 労働時間等設定改善指針(大臣定め)

・ 事業主が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げるもの(具体的内容は改正法成立後、審議会で議論)

(盛り込むことが考えられる事項)

・ 長時間労働者の健康保持に資する労働時間等の在り方
・ 育児・介護、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の在り方等

○ 労働時間等設定改善委員会

※ 設置促進のため、衛生委員会など既存の委員会をも活用。

○ 労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公取委と調整。

○ 指定法人労働時間短縮支援センター

→ 公益法人改革等の観点を踏まえ、**廃止**

○ 廃止期限 → **削除 (恒久法化)**

パートタイム労働指針のポイント

処遇の決定に当たっては正社員との均衡を考慮してください

パートタイム労働指針（「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」）は、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保やその他の雇用管理の改善に関して、事業主が講じるべき措置について分かりやすく定めたものです。

平成15年8月にパートタイム労働指針が改正され（適用は同年10月から）、パートタイム労働者と正社員との間の均衡を考慮した処遇（均衡処遇）の考え方を具体的に示すとともに、事業主が講じるべき措置が追加されました。

パートタイム労働指針の基本的考え方

① 労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令を遵守してください。

② パートタイム労働者について、その就業の実態、正社員との均衡などを考慮して処遇してください。（均衡処遇）

中でも、正社員と職務が同じパートタイム労働者について

※「職務が同じ」かどうかの判断に当たっては、

- ① まず、「職務の範囲」を比較してください。この場合、通常従事する作業が同じかどうかについて、個々の作業の幅や組合わせについて比較してください。個々の作業を比較する際には、作業の遂行に当たって求められている責任や付与されている権限の範囲についても考慮してください。
- ② また、「作業を遂行するために必要な最低限の能力」、作業を実施する上での難易度、複雑度などの「職務レベル」、「労働の負担」（肉体的・精神的負担等）についても職務が同じかどうかの判断基準としてください。

人材活用の仕組みや運用などが正社員と実質的に異なるパートタイム労働者かどうか

（人事異動の幅・頻度、役割（責任・権限の重さ）の変化など、職務経験を積む仕組みが設定されているかを見るとともに、運用の実態を見て判断してください。）

（人材活用の仕組み・運用が同じ）

正社員と処遇の決定方法を合わせるなどの措置を講じた上で、意欲、能力、経験、成果などに応じて処遇することにより、正社員との均衡の確保を図るよう努めてください。

（人材活用の仕組み・運用が異なる）

人材活用の仕組み・運用が異なる程度を踏まえつつ、意欲、能力、経験、成果などに応じた処遇についての措置を講じることにより、正社員との均衡を図るよう努めてください。

4. 女性の再就職等の推進

女性の再チャレンジ支援プラン（概要）

平成17年12月26日
女性の再チャレンジ支援策検討会議

平成18年度予算額 2,270百万円(平成17年度 1,372百万円)

女性の意欲と能力が十分に活用できていない現状

安心して子育てしながら再チャレンジできる社会の実現

- 女性就業希望者数：25～54歳で約264万人
- 第1子出産を機に約7割が離職。
- 高学歴の女性ほど再就業が進まず。
- 女性の起業希望者数：年間50～60万人台。

主な問題点

- 働きたいが何から始めたらよいか分からない
→子育て中にスキルアップや情報収集等が困難 等
- 働きたいが希望する仕事に就けない
→子育てしながらの求職活動等が困難
→企業の雇用ニーズと求職者の職業能力との間にミスマッチ
- 働き続けるのが難しい
→仕事と子育てとの両立が困難

1. 地域におけるネットワークの構築等による再チャレンジ支援

- 気軽に相談できる窓口の設置、支援機関のネットワーク化、支援におけるNPO活用等の推進を「モデル地域」を指定して実施
- 商店街振興組合等が取り組む空き店舗を活用した保育サービス施設等のコミュニティ施設を設置・運営する事業等に対し支援

2. 学習・能力開発支援

- 女性のキャリア形成を支援する学習相談、研修等のモデル事業の実施
- 国立女性教育会館における各種研修、調査研究、情報提供等の実施
- 専修学校における、再就職等を視野に入れた能力開発のための事業の実施
- 放送大学の受講を通じたキャリアアップの可能性を広報等

3. 再就職支援

- 再就職希望者の登録、情報提供や再就職に向けた具体的取組計画の策定支援等を内容とする再就職希望者支援事業の実施等
- マザーズハローワーク(仮称)における子育て女性へのきめ細やかな支援サービスの実施
- 各種情報提供、セミナー開催、相談事業等による在宅就業者の再就職支援
- 育児中の求職者に配慮した公共職業訓練のコース時間の設定等
- 優れた研究者の出産・育児等による研究中断からの円滑な復帰を支援
- 経済界・労働界への働きかけ、好事例の顕彰・普及、求人年齢上限の緩和促進等の企業における取組の促進
- 中小企業での仕事と育児を両立するためベストプラクティスマニュアルを作成し普及を図る

4. 起業支援

- 女性の起業支援専用サイト、メンター紹介サービス事業の実施や、子育て期にある女性の起業に対する助成
- 創業のための実践的能力や知識・ノウハウの習得を支援するセミナー等の開催
- 起業意欲のある女性等への融資

5. 国における総合的な情報提供・調査等

- インターネットを活用した支援情報ポータルサイトの構築
- 女性のライフプランニング支援や女性の再チャレンジ支援に関する調査の実施

<プラン実施に当たっての考え方>

- 本プラン及び「子ども・子育て応援プラン」双方における施策の緊密な関連付け
- 子育て中の女性の利用しやすさに配慮した施策の実施

- 離職前のキャリアや離職中に磨いたスキルを生かした再就職の実現！

- 女性の意欲と能力の発揮により、企業や社会が活性化！

- 女性起業家による新規ビジネスの開拓！

- 地域におけるNPO等での再チャレンジが地域社会を活性化！

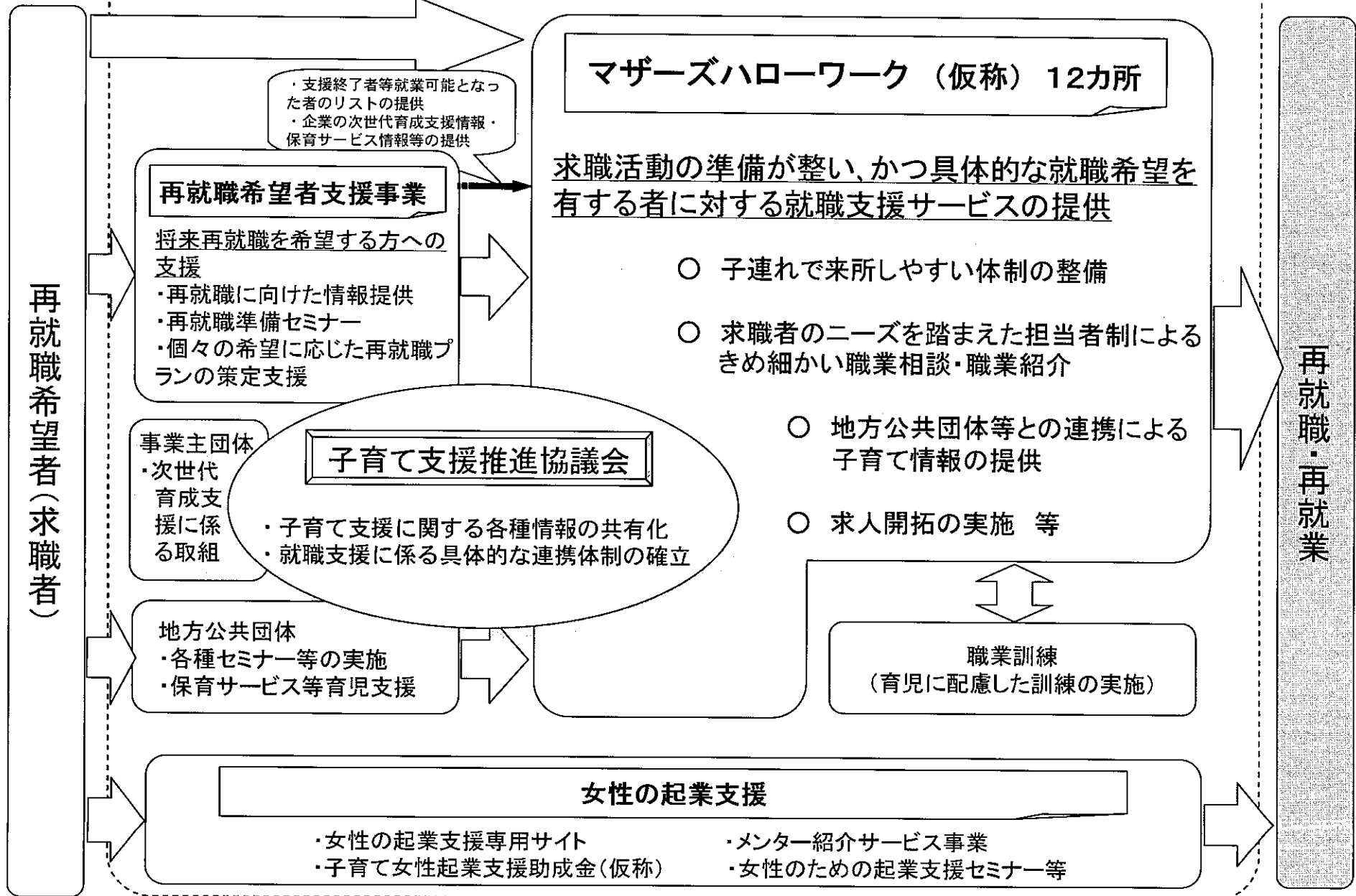


男女共同参画社会の形成を促進

少子化対策、次世代育成対策に貢献

子育てする女性に対する再就職・再就業支援について(厚生労働省)

ハローワーク、地方公共団体、関係団体が連携して、多様なニーズに即した再就職、再就業を支援する。



女性の再チャレンジのための支援策（平成18年度）

平成17年12月
経済産業省

- 女性の起業家割合が増加。特に、子育て期を含めた年齢層が高い。
- 女性の側からのニーズでは、再就職、起業の双方とも、保育施設の充実など、両立支援策を必要としている。また特に、起業に対しては、起業に関する指導・相談、情報提供、金融面などの支援策を求める声大きい。

女性の起業や両立支援策の措置が必要。

起業支援

起業に関する指導・相談、情報提供

創業人材育成事業 16.1億円の内数

・全国の商工会・商工会議所で女性を対象にした「創業塾」等を開催。

・創業のための実践能力の修得、新事業展開に必要な知識・ノウハウの体得体験。また、専門家による起業に関する指導、関連情報の提供を実施。



起業に関する金融面の支援

女性、若者／シニア起業家支援資金 財投

・起業意欲のある女性・若者・高齢者への融資を行い、新規産業、雇用の創出を図る。

新創業融資制度 財投

・事業計画の的確性を審査し、無担保・無保証人で起業者に融資する。



両立支援

地域におけるネットワークの構築によるチャレンジ支援

少子高齢化等対応中小商業 15.1億円の内数

活性化施設整備事業

少子高齢化等対応中小商業 13.8億円の内数

活性化支援事業

・商店街振興組合等が取り組む少子高齢化等に関する商業施設（例えば、空き店舗を活用した保育サービス施設）の整備事業に対する補助。



再就職に関する支援

中小企業少子化対応経営普及事業

0.9億円の内数

・中小企業における仕事と育児を両立するために必要なベストプラクティスマニュアルを作成し、普及を図る。

女性の再チャレンジ支援策

平成17年12月26日
文部科学省

生涯学習の振興等を通じ、女性の再就職等につながる総合的な支援策を講じることが必要

生涯学習の振興

女性のキャリア形成支援プラン[委託事業](継続)

- 多様なニーズに対応した学習相談等のサービス提供
- 学習成果を活動へつなげるための橋渡しシステムの構築

国立女性教育会館(継続)

- 女性のキャリア形成に関する調査研究
- チャレンジに必要なロールモデル(事例)等の収集・提供

専修学校社会人新キャリアアップ推進事業(新規)

- 企業が求める人材像に対応した、女性の再チャレンジのための学習・能力再開発の機会の提供

子育て等で一旦就業を中断した女性の再就職・起業等の実現

特別研究員事業の質的充実(日本学術振興会)

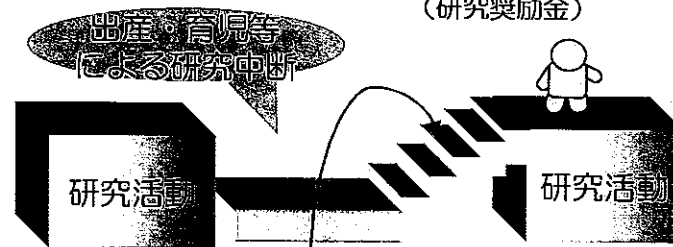
-復帰支援制度を創設-

対象: 研究中断から復帰する博士課程修了者等 月額36.4万円

優れた男女の研究者が、出産・育児等による研究中断後に、円滑に研究現場に復帰することを支援。(H18:30人)

<支援開始後>

復帰支援
(研究奨励金)



出産・育児から復帰する研究者を対象に研究奨励金(PD相当)を支給し、円滑に研究現場に復帰

放送大学による再チャレンジの支援

全国、いつでもどこでも、テレビとラジオで学習

子育て中も自宅で、マイペース

新たな発見と可能性が生まれる

キャリア・アップをめざす方・経営や人事・労務管理について学びたい方

ボランティアや地域活動について学びたい方

新しい発見をするために、また、家庭や家族について学びたい方

女性の生き方と働き方について学びたい方

その他、多くの分野・開設科目があります